

議案第 18 号

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 6 号）及び君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするもの。

君津市条例第 号

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例及び君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年君津市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第4項第1号」の次に「及び法第115条の12第2項第1号」を加え、「複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)」を「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

(君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年君津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)」を「省令第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例第3条第1項の改正規定(「第4項第1号」の次に「及び法第115条の12第2項第1号」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例及び
君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例</p> <p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護_____に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格)</p> <p>第3条 法第78条の2第4項第1号_____の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)とする。</p> <p>2 省略</p>
<p>第2条による改正 君津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(看護小規模多機能型居宅介護の基本方針)</p> <p>第15条 省令第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護_____の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第64条に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>	<p>(指定複合型サービス_____の基本方針)</p> <p>第15条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)の事業は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第64条に規定する指定居宅サービスに該当する訪問看護の基本方針及び第10条に規定する指定小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。</p>